

プレ公告

2025 年 2 月 14 日
独立行政法人国際協力機構
JICA 東京
契約担当役 所長

1. 業務名称：2025-2026 年度 JICA 東京レンタカー賃貸借契約（単価契約）
2. 公告時期（予定）：2025 年 2 月中旬から 2025 年 2 月下旬
3. 契約期間（予定）：2025 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで
4. 競争方法：一般競争入札（最低価格落札方式）
5. 業務内容：
 - （1）. レンタル車両
マイクロバス（定員 23 名以上、乗務員を除く）、カーナビゲーション・ETC 付。なお、燃料の種類は指定しない。
 - （2）. その他の条件
 - 1）損害保険の付保
概ね以下の内容の保険を付保すること。
対人補償 無制限
対物補償 無制限
車両補償 時価額まで
 - 2）スタッドレスタイヤの装着
降雪期（12 月～3 月）には、スタッドレスタイヤを装着した車両を配車すること。
 - （3）. レンタル車両利用台数
平時は 1 日につき最大 3 台とする。ただし、発注者の保有車両に故障等の事象が発生していて供用出来ない場合は、3 台を超えることを妨げない。
 - （4）. レンタル単位時間
1 日単位とすること。
 - （5）. 利用目的
レンタル車両の使用目的は、JICA の業務活動の範囲内とし、発注者は本使用目的以外の為に、車両を使用しないものとする。
 - （6）. 利用方法
 - 1）運転者
発注者は、発注者が承認する者以外の者に運転させないこととする。
 - 2）車両予約

発注者は、利用する週の前週の金曜日までに受注者に対して電話で利用予約することを基本とする。なお、発注者が、急な予定などにより前週の金曜日以降に予約する場合であっても、受注者は可能な限り予約を受付けることとする。受注者は、前号の予約連絡に基づき、利用車両を手配するものとする。

3) 車両引渡し

発注者は、JICA 東京に近距離（概ね公共交通機関及び徒歩合計で約 40 分以内）の場所にて車両の引渡しを受けるものとする。受注者は、燃料タンク容量を満たす燃料を補充した車両を引き渡すものとする。受注者は、道路運送車両法第 7 条の 2(日常点検整備)及び第 48 条（定期点検整備）を実施した車両を発注者に引渡すものとする。発注者は、受注者から引取に必要な書類の提示、提出を求められたときは、これに従うものとする。

4) 車両使用

発注者は、善良な管理者の注意をもって、車両を使用し保管するものとする。発注者は、借受けた車両について、使用する前に道路運送車両法第 47 条の 2（日常点検整備）に定める点検整備を実施しなければならないものとする。

5) 車両返還

発注者は、定める場所に車両を返還するものとする。発注者は、燃料タンク容量を満たす燃料を補充した車両を引渡すものとする。

6) 予約変更、予約解除

発注者は、予約の変更、解除の必要が生じたときは、速やかに受注者に連絡するものとする。連絡は、利用日の前日までに行うものとする。また、キャンセル料については無料とする。

6. 留意事項

今後の状況により、上記内容の一部を変更する可能性がある。

以上